（別添２）

原子力発電施設等立地地域の指定及び振興計画の決定について

平成１３年５月２２日
事 務 次 官 決 定
令和７年１２月２２日一部改正

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成１２年法律第１４８号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づく原子力発電施設等立地地域の指定及び第４条第３項の規定に基づく振興計画の決定については、法に定めるもののほか、下記の基準により行うものとする。

記

１．原子力発電施設等が設置されていること又は設置されることが確実であること（法第３条）とは、

⑴　原子力発電施設にあっては、原則として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく原子炉の設置許可を受けているものとし、具体的には各個別地域の実情に応じ、総合的に判断する必要がある。

⑵　その他原子力発電と密接な関連を有する施設のうち、原子炉等規制法に基づく事業の許可等を受ける必要がある施設については、原則として、当該許可等を受けているものとし、具体的には各個別地域の実情に応じ、総合的に判断する必要がある。

⑶　その他原子力発電と密接な関連を有する施設のうち、原子炉等規制法に基づく事業の許可等を受ける必要がない施設については、原則として、当該原子力発電密接関連施設の建設工事に着手していることが必要であり、具体的には各個別地域の実情に応じ、総合的に判断することが必要である。

２．法第３条第１項に規定する原子力発電施設等立地地域については、原則として、以下の基本方針の下に指定されることが必要である。

⑴　地域指定については、本法の原子力地域防災の趣旨にかんがみ、原子力発電施設等が設置される市町村のほか、隣接市町村（陸域・海域）及び原子力災害対策指針（原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第６条の２第１項）を踏まえ、各都道府県が地域防災計画（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１０号）で定める原子力災害対策重点区域（PAZ「予防的防護措置を準備する区域」及びUPZ「緊急防護措置を準備する区域」）をその行政区域内に有する基礎的自治体は、その対象とすることとする。

上記以外の地域を原子力発電施設等立地地域として指定する場合には、法第３条第１項第１号に規定する自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要な地域として、以下の一体性の諸条件を総合的に参酌することができる。

⑵　一体性については、以下の三条件（自然的条件、経済的条件、社会的条件）をすべて満たす必要があると考えられる。

Ⅰ．自然的一体性の条件

〇地理的条件により、一つの地域圏域を形成していること

（入り江等）

Ⅱ．経済的一体性の条件

経済的一体性については、次に掲げる諸要件を勘案して判断するものとする。

〇確立された経済圏

・漁場等における共有の実態等

・商圏、消費圏等

・当該地域圏の住民の雇用状況の牽連性

〇物流の牽連性

物流状況及び物流網のエリアなどによって画された地域であること

Ⅲ．社会的一体性の条件

社会的一体性については、次に掲げる諸要件を勘案して判断するものとする。

〇通勤圏、高等学校の通学区域、拠点都市と周辺ベッドタウンにおける人口移動状況、医療機関の利用状況及び居住集落の一体性が確保されていること等からみてまとまりのある地域であること

〇歴史的条件や慣例による古くからの強い牽連性

歴史上、古来から政治的、社会的、文化的にひとまとまりの圏域を形成してきた地域であること

（地域呼称（「嶺南」）等）

〇主体的条件

当該地域圏を形成する市町村同士が、自治体交流事業などで密接な交流を行い、主体的に当該地域を一体的に振興することについて強い意思表明を行っていること

以上の諸条件を、各個別地域の実情に応じて参酌しつつ、自然的経済的社会的一体性が認められる場合は、原子力立地会議の判断により、２．⑴以外の地域を対象とすることもある。

⑶　さらに、原子力発電施設等を立地する地点をその行政区域に含まない都道府県に属し、⑴及び⑵の観点から、原子力発電施設等立地地域と

して一体性を認めるべきと考えられる地域について、当該都道府県の知事が申出を行おうとする場合には、当該原子力発電施設等を立地する都道府県の知事の同意を得ることが必要である。この場合両都道府県が内容について十分調整を行い整合性をとった上で、申出はそれぞれの都道府県から行うものとする。

以上の条件を総合的に勘案し、原子力立地会議は、今後地域指定の申出に際して個別的状況を勘案しつつ、調査審議することとする。

３．法第４条第３項の規定による振興計画の決定については、以下の基本方針の下に行われることを必要とする。

⑴　各地域の社会経済的要件を踏まえつつ、長期的視野に立って、当該地域の振興の確保を目指した開発コンセプトを設定すること。

⑵　振興計画に基づく事業の内容を明示し、それらが原子力発電　施設等の立地を契機とした当該地域（陸域・海域）の振興に資するため必要で、かつ効果を有することが説明できるものであること。

特に、法第７条に基づく国の負担又は補助の割合の特例を受けようとする事業については、原子力防災の観点から、地域の住民生活の安全の確保及び緊急に整備することの必要性が説明できるものであること（これに伴い、振興計画の策定に際しては、法第５条第１項第６号に基づき、当該個別事業に関する地域の原子力防災を増強する旨の説明を明記する必要がある。）。

なお各事業については、原子力立地会議への提出に際して、各省庁の所掌に対応した細目を提出して、原子力立地会議における振興計画の効率的な調査審議を可能にする必要がある。

⑶　他の法令等に基づき策定されている地域振興計画を始めとする各種の計画、特に災害対策基本法に基づく地域防災計画と調和が保たれていること。

⑷　原子力発電施設等を立地する地点をその行政区域に含まない都道府県に属し、原子力発電施設等の立地地域として一体性を認めるべきと考える地域の振興計画の策定については、当該原子力発電施設等を立地する都道府県の知事の同意を得ることが必要である。この場合両都道府県がとこの内容について十分調整を行い整合性をとった上で、提出はそれぞれの都道府県から行うものとする。

以上の条件を総合的に勘案し、原子力立地会議は、今後振興計画の提出に際して個別的状況を勘案しつつ、調査審議することとする。